

議第 2 号

刈谷田川土地改良区 委員会処務規程 の一部改正について (案)

刈谷田川土地改良区委員会処務規程の一部を次のとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
刈谷田川土地改良区 委員会処務規程 第 1 章 総 則 第 2 条 委員会には、<u>委員長 1 名、副委員長若干名</u>を置く。 附 則 (令和4年3月16日総代会で議決) 1 この規程は、<u>議決</u>の日から施行する。	刈谷田川土地改良区 委員会処務規程 第 1 章 総 則 第 2 条 委員会には、<u>委員長及び副委員長各 1 人</u> を置く。

令和4年3月16日 提 出

刈谷田川土地改良区
理事長 河 村 則 夫